

## 公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年）9月15日

北海道空知地域創生協議会 会長 白石 俊哉

### 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

#### (1) 業務名

札幌圏向けPR素材（空知の食の魅力）制作委託業務

#### (2) 業務の概要

##### ア 目的

本業務は、空知管内で生産されているブランド肉や地域ならではの肉料理を紹介するPR素材を制作し、主に札幌圏向けに情報発信していくことで、空知の多様な食の魅力をPRし、イメージ向上につなげることを目的とする。

##### イ 内容

(ア) 空知管内のブランド肉や肉料理の紹介を通じ、空知の多様な食の魅力をPRする冊子の作成

a 空知管内で生産加工している食肉（牛・豚・羊・ジビエ・キジ・あいがも等）に関する内容

- ・生産者のこだわりや特徴について、取材などを通して収集し掲載すること
- ・それぞれの食肉生産の歴史や背景等が閲覧者に伝わる内容とすること。
- ・ブランド肉を使った加工食品を紹介し、その特徴や生産者の一押しコメント等を掲載すること。

b 空知ならではの肉料理に関する内容

- ・それぞれの肉料理の歴史や誕生の背景等が閲覧者に伝わる内容とすること。
- ・提供店を紹介し、おすすめのメニューや販売商品等を掲載すること。
- ・提供店ならではのこだわりや特徴について取材などを通して収集し、掲載すること。

c a及びbの共通事項

- ・ブランド肉や肉料理に合う空知管内の食材（ワイン、日本酒、野菜、タレ等）を紹介すること。
- ・写真を効果的に使用し、閲覧者に視覚的に伝えるような訴求力のある内容とすること。

d PR冊子について

- ・印刷部数  
10,000部以上を基本とすること。
- ・規格  
持ち運びしやすい大きさ（A5版を想定）、フルカラー（4色）とすること。
- ・掲載写真  
掲載写真については、本ガイドブックのほか、北海道空知地域創生協議会が空知地域のPRに使用することができるよう許諾確認を行うこと。なお、掲載写真については、受託者が用意すること。

(イ) PR素材の配布

作成したPR素材について、広く普及・啓発を図るため、PR素材掲載店へ配布すること。なお、配布部数は、別途協議すること。

(ウ) PR素材の冊子データ等の提供

作成したPR素材の冊子データについて、PDF形式及びillustrator形式で提供するとともに、ガイドブックに掲載の写真データも併せて提供すること。

(エ) 報告書の作成

PR素材の配布先及び配布部数を記載した報告書を作成し、制作したPR素材（冊子及び電子データ）及び掲載写真データを成果品として添付の上、提出すること。（掲載店舗配布分は除く）

(オ) 留意事項

- ・ 本委託業務の実施にあたっては、北海道空知地域創生協議会構成団体と連携すること。
  - ・ 委託契約締結後速やかに企画会議を開催するとともに、必要に応じて打合会議を実施し、北海道空知地域創生協議会及び出演者等との情報共有を行うこと。
  - ・ 当該事業の成果によって次年度以降の同事業の実施の可否、実施方法の再検討の参考になる内容とすること。
  - ・ 業務実施にあたっては、北海道の「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に従い、特にタブレットなど不特定多数の人間が触れるものについて徹底した感染症対策を行うこと。
- ウ 履行期限（契約期間）  
委託契約締結の日（10月を想定）から令和5年（2023年）2月28日（火）まで

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 単体の事業者（法人・団体及び個人）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を持つものであること。  
また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所を有するものがその構成員に含まれること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 3 参加資格の審査等

### (1) 担当部局

〒068-8558 北海道岩見沢市8条西5丁目  
北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課内  
北海道空知地域創生協議会事務局（担当：小倉）  
電話番号 0126-20-0036（直通）  
FAX 番号 0126-25-8144

### (2) 参加資格の審査

- ア 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次の（ア）から（エ）までに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
  - (ア) 申請期限 令和4年（2022年）9月29日（木）17時（必着）
  - (イ) 申請方法 所定様式「参加表明書」及びその添付書類を持参または郵送（書留郵便等送付記録が残る方法に限る。）により提出（持参の場合は平日の9時から17時まで。）
  - (ウ) 申請場所 上記（1）担当部局に同じ。
  - (エ) 提出部数 1部

- イ 所定様式等については、次の方法により交付する。
  - (ア) 担当部局にて直接交付（平日の9時から17時まで。）
  - (イ) 北海道空知総合振興局ホームページからダウンロード  
URL : <http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>

(3) 審査結果

審査を行ったときは、申請者に対し審査結果を通知するとともに、企画提案書の提出を要請する。

4 企画提案書の提出

ア 3の(3)の要請を受けた者は、次の(ア)から(エ)までに定めるところにより、企画提案書を提出すること。

(ア) 提出期限 令和4年(2022年)10月13日(木)17時(必着)

(イ) 提出方法 所定様式「企画提案書」及びその添付書類を持参または郵送(書留郵便等送付記録が残る方法に限る。)により提出(持参の場合は平日の9時から17時まで。)

(ウ) 提出場所 3の(1)の担当部局に同じ。

イ 所定様式については、次の方法により交付する。

(ア) 担当部局にて直接交付（平日の9時から17時まで。）

(イ) 北海道空知総合振興局ホームページからダウンロード

URL : <http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>

5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

6 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途経費取扱要領の規定により契約手続を行う。

7 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は公表する。
- (3) 詳細は「企画提案指示書」による。
- (4) 関連情報に係る照会窓口は3の(1)担当部局に同じ。